別表十七の11㈠の表中「措法第68条の89の２第４項の適用の有無」を「平成31年旧措置法第68条の89の２第４項の適用の有無」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成31年旧措置法」という。）」に改め、「の適用除外」を削り、同第11号中「租税特別措置法」を「平成31年旧措置法」に改め、「（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）」を削り、同第11号、第四号及び第七号中「租税特別措置法」を「平成31年旧措置法」に改める。

別表十七の11㈡の表中「調整対象超過利子額の損金算入に係る特定子法人の課税対象金額等（各連結法人の別表十七の二(三)付表一「24」の合計）」を「調整対象超過利子額の損金算入に係る特定子法人の課税対象金額等（各連結法人の別表十七の二(三)付表一「26」の合計）」に、「措法第68条の89の２第７項の適用の有無」を「平成31年旧措置法第68条の89の２第７項の適用の有無」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成31年旧措置法」という。）」に改め、同第11号中「租税特別措置法」を「平成31年旧措置法」に改め、同第七号㈡中「特定子法人（」の次に「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第102号）第１条の規定による改正前の」を加え、「租税特別措置法第68条の89の２第２項」を「平成31年旧措置法第68条の89の２第２項」に改め、同第七号中「租税特別措置法」を「平成31年旧措置法」に改める。

別表十七の11㈡付表１の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第４号において「平成31年旧措置法」という。）」に、「かつこ」を「括弧」に改め、同第11号中「租税特別措置法」を「平成31年旧措置法」に改め、同第四号中「の租税特別措置法」を「の平成31年旧措置法」に、「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第102号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号において「平成31年旧措置法施行令」という。）」に改め、同第五号中「租税特別措置法施行令」を「平成31年旧措置法施行令」に改める。

別表十七の11㈡付表11の表中「別表十七の二(二)付表一「16」のうち国内関連者等以外の者から受ける対応債券現先取引等に係る受取利子等の額」を「別表十七の二(二)付表一「16」又は別表十七の二(四)付表「14」のうち、国内関連者等以外の者から受ける対応債券現先取引等に係る受取利子等の額」に、「別表十七の二(二)付表一「16」のうち国内関連者等から受ける対応債券現先取引等に係る受取利子額の合計額」を「別表十七の二(二)付表一「16」又は別表十七の二(四)付表「14」のうち、国内関連者等から受ける対応債券現先取引等に係る受取利子等の額」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第68条の89の２（第３項を除く。）若しくは第68条の89の３（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成31年旧措置法」という。）」を加え、「又は」を「若しくは」に、「かつこ」を「括弧」に改め、同第11号中「受取利子等（租税特別措置法」の次に「第68条の89の２第２項第７号又は平成31年旧措置法」を、「租税特別措置法施行令」の次に「第39条の113の２第19項（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第102号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号において「平成31年旧措置法施行令」という。）」を加え、同第11号中「租税特別措置法施行令」の次に「第39条の113の２第19項又は平成31年旧措置法施行令」を加える。